平成２７年（フ）第３８５号
兵庫県赤穂市有年横尾597番地１
破産者　福本　則子
１　決定年月日　平成28年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３３８号
奈良市中辻町46番地
破産者　辻原　　創
１　決定年月日　平成28年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第３７７号
大阪市中央区東心斎橋１丁目３－22　ｒｅｆｌｅｘ502号室、破産手続開始決定時の住所奈良市登美ヶ丘３丁目12番７号　エレガンス登美ヶ丘201号
破産者　渡場　洋明
１　決定年月日　平成28年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２８０号
香川県高松市香川町川東上1762番地10　アルペンローズ203
破産者　安**廣**　　智（旧姓山代）
１　決定年月日　平成28年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２９２号
香川県小豆郡小豆島町草壁本町602番地74
破産者　為藤　**祐**吉（旧姓川上）
１　決定年月日　平成28年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第６５号
北九州市若松区中川町15番３号（２Ｆ）
破産者　安永　忠春
１　決定年月日　平成28年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１１９号
福岡県遠賀郡水巻町吉田東２丁目16番23号
破産者　石田　　光
１　決定年月日　平成28年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６号
鹿児島県奄美市名瀬小浜町５番10―104号
破産者　若師千賀子
１　決定年月日　平成28年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２８年（フ）第１７号
沖縄県島尻郡南風原町字宮平517番地12　サザンテラスＢ―103
破産者　仲田　興司
１　決定年月日　平成28年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１５号
仙台市青葉区千代田町７番８号　パル千代田201、従前の住所仙台市青葉区荒巻字三居沢１―11　清流ホーム
破産者　臼田　孝治
１　決定年月日　平成28年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１０１号
福島市野田町字八郎内42番地の１　マロンハウス野田町101
破産者　遠藤　勝幸（旧姓樋口）
１　決定年月日　平成28年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第１７７号
茨城県龍ケ崎市藤ケ丘６丁目21番地26
破産者　石島美代子
１　決定年月日　平成28年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１１号
岐阜県可児市桜ケ丘５丁目79番地
破産者　鈴木　宏子
１　決定年月日　平成28年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第２４号
静岡県沼津市東椎路1660番地の１　市営中尾団地Ｊ３―104
破産者　永田ひろ子
１　決定年月日　平成28年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第３４号
静岡県熱海市下多賀1054番地の１　３号
破産者　菅原　貴広
１　決定年月日　平成28年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第９号
愛知県江南市赤童子町白山135番地
破産者　中村　正也
１　決定年月日　平成28年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第３１６号
奈良市法華寺町1217番地の５　ハイツすずき102号、開始決定時の住所滋賀県湖南市岩根3945番地51（６Ｈ号）
破産者　松原　宏樹
１　決定年月日　平成28年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１号
大津市長等３丁目２番13号　201号
破産者　吉田　陽一
１　決定年月日　平成28年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部